

《資料》

不登校の現況，変遷，今後の対応のあり方について

角野 善司

今日，不登校への対応は，教育上の重要な課題となっている。本資料では，不登校の現況について，文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を検討した。令和2年度（2020年度）の不登校児童生徒数は，小学校・中学校のいずれも過去最多を更新するなど，近年，不登校児童生徒は，過去に類のないレベルで増加する傾向にある。次に不登校の捉え方の変遷を，用語使用および文部科学省調査における不登校の調査対象の観点から分析した。最後に，教育機会確保法に基づく，これからの不登校対応について論じた。登校という結果のみを目標にするのではなく，実質的に教育の機会を確保して効果を上げることを重視するこの法律の基本理念に基づいた柔軟な不登校対応は，児童生徒の現在そして将来の幸福・利益・自立を重視したものであり，これが根付いていくことが期待される。

キーワード：不登校，児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査，義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）

（2021年11月17日受理）

1. はじめに

学校教育は，児童生徒が登校して学習指導および生徒指導を受けることを前提としてきたと言える。しかし，現実には，不登校の状況にある児童生徒がいる。いずれの学校段階においてもそのような児童生徒は存在するが，特に義務教育段階は，人格・社会性の形成過程であり，その後の教育・社会生活の基礎をつくる時期であるだけに，この段階での不登校への対応は教育上の重要な課題となっている。本資料では，小学校および中学校における不登校の現況および高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科

び変遷について，統計調査や先行研究に基づいて整理し，今後の対応のあり方について論じていく。

2. 不登校の現況

文部科学省は，「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査¹⁾」において，不登校に関する調査を毎年実施している。これは，いじめ・暴力行為等の問題行動と不登校等に関する，全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象とした全数調査である。同調査では，年度間に連続又は断続して30日以

上欠席した児童生徒を「長期欠席者」としている¹⁾。そして、表1に示すとおり、長期欠席の理由を、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つに分類し（令和2年度調査においては、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加した）、このうち「不登校」にあたる者を、不登校児童生徒として数えている。なお、この不登校の定義は、学校不適応対策調査研究協力者会議²⁾が1992年の報告書で示した定義「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」によるものであり、今日まで文部科学省はこれを以て不登校としている。

以下、令和2年度（2020年度）同調査³⁾より、小学校および中学校のデータを取り上げ、不登校の現況を検討していく。

(1) 不登校児童生徒数および割合と、その年次推移

小学校・中学校における理由別長期欠席者数を表2に示した。

これによると、不登校児童生徒は196,127人であり、これは全児童生徒の2.0%、49人に1人の割合である。これを小学校・中学校に分けると、小学校は63,350人（全体の1.0%、100人に1人）、中学校は132,777人（全体の4.1%、24人に1人）である。特に中学校の場合、40人学級で1.6人を上回る非常に高い率で、不登校が生じている。続いて、図1および図2は、不登校児童生徒数およびその割合の年次推移を、それぞれ示したものである。小学校・中学校ともに、平成25年度以降、8年連続して不登校児童生徒数は増加し、その割合も上昇している。不

表1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における、長期欠席者の理由別分類

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）
新型コロナウイルスの感染回避	新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者
その他	上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者 *「その他」の具体例 ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者 エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

（注）「新型コロナウイルスの感染回避」及び「『その他』の具体例 エ」は、令和2年度調査において追加。

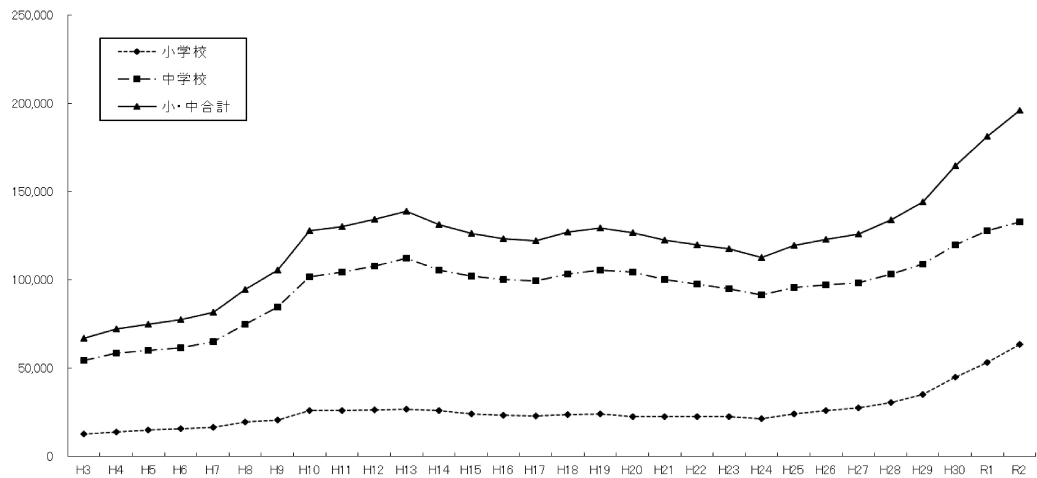
（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成）

表2 小・中学校における理由別長期欠席者数（不登校等）

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数					
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの 感染回避	その他	計
小学校	6,333,716	18,539	13	63,350	14,238	17,606	113,746
		0.3%	0.0%	1.0%	0.2%	0.3%	1.8%
中学校	3,244,958	25,888	20	132,777	6,667	8,649	174,001
		0.8%	0.0%	4.1%	0.2%	0.3%	5.4%
計	9,578,674	44,427	33	196,127	20,905	26,255	287,747
		0.5%	0.0%	2.0%	0.2%	0.3%	3.0%

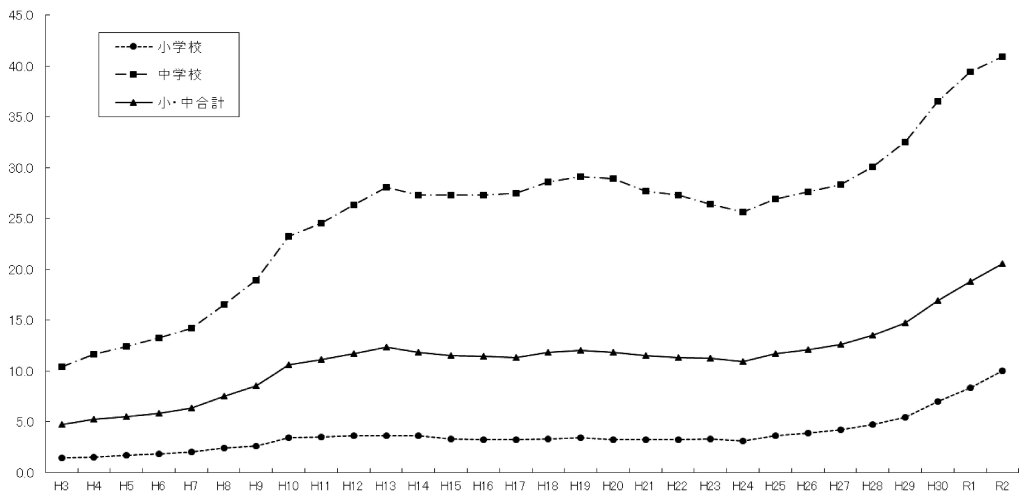
（注）下段は、各区分における在籍児童生徒数に対する割合

（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成）



（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

図1 不登校児童生徒数の推移



（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

図2 不登校児童生徒の割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）

登校児童生徒の割合は、小学校では平成26年度以降7年連続、中学校では平成28年度以降5年連続して過去最高を更新しており、近年、不登校児童生徒は、過去に類のないレベルで増加する傾向にある。

(2) 不登校児童生徒数の、学年進行に伴う推移

図3に、学年別不登校児童生徒数、および不登校の状態が前年度から継続している（前回調査でも不登校に計上されていた）児童生徒数、そして両者の比を示した。高学年になるほど不登校児童生徒が多くなる傾向が見いだせるがⁱⁱ、隣接する学年間で比較すると、中学校1年生は小学校6年生の約1.8倍と急増しており、小学校から中学校へと移行し、その環境に適応する上での困難さ、いわゆる「中1ギャップ」が反映されていると考えられる。また、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒の割合は、中学校1年生を除き、学年が上がるにつれ高まっている。不登校が解消しないままに次の学年を迎えるケースが蓄積するところに、中学

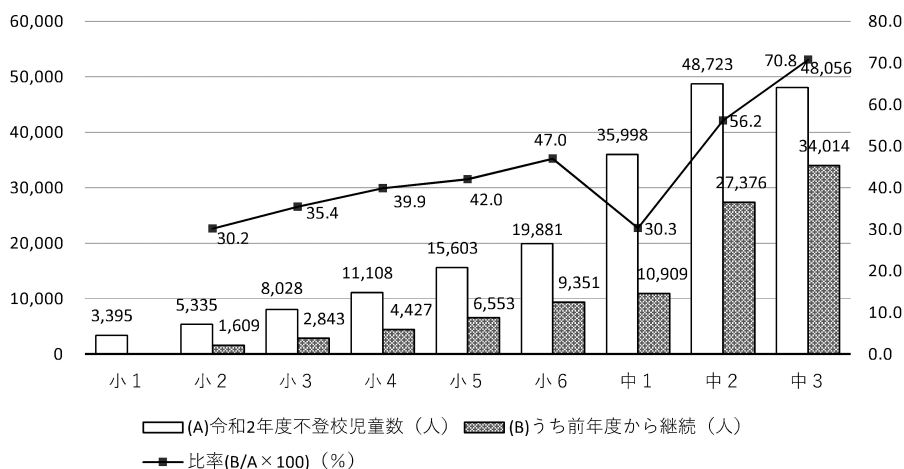
校1年生で多く生じた新規不登校が重なったものと解釈される。

(3) 不登校児童生徒の欠席期間

表3に不登校児童生徒の欠席期間別実人数を示した。不登校児童生徒のうち、欠席日数が90日以上の方が、107,771人であり、過半数の54.9%を占める。また、小学校と中学校に分けて見ると、小学校は27,736人で43.8%、中学校は80,035人で60.3%となり、中学校の方が高率である。出席日数が10日以下の者、出席日数が0日の者においても同様であり、中学校の方が、不登校で欠席している日数が多い傾向が顕著である。

(4) 不登校の要因

同調査では、各児童生徒の不登校の要因について、13項目の選択肢の中から当てはまるものを最大3つまで選択可として回答を得ているⁱⁱⁱ。図4には、小学校・中学校のそれぞれにおける、相対度数の上位5項目を示した。なお、令和2



(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

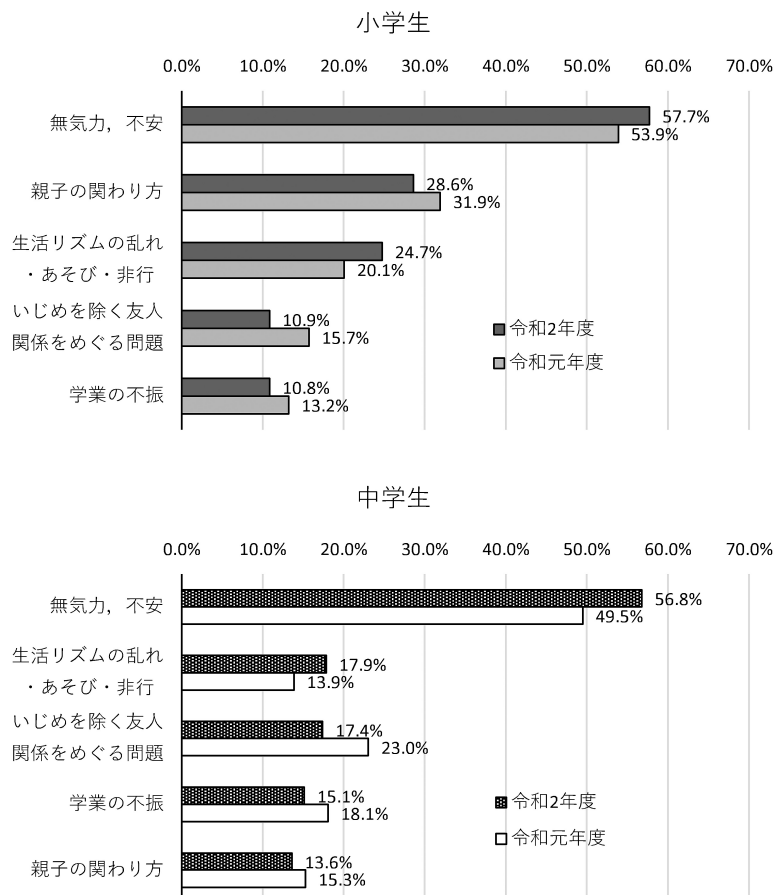
図3 学年別不登校児童生徒数、および不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数

表3 不登校児童生徒の欠席期間別実人数

区分	不登校 (欠席日数が 30日以上の子)	うち、欠席日数が 90日以上の子		
		うち、出席日数が 10日以下の者	うち、出席日数が 0日の者	
小学校	63,350	27,736 43.8%	5,640 8.9%	2,095 3.3%
中学校	132,777	80,035 60.3%	19,928 15.0%	6,166 4.6%
計	196,127	107,771 54.9%	25,568 13.0%	8,261 4.2%

(注) 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)



(注1) 不登校児童生徒全員につき、主たる要因を13項目から1つ選択。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につきさらに2つまで選択可。

(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

図4 不登校の要因

年度の調査結果に加え、補足的な比較検討のために令和元年度のデータも併せて掲載した。

「無気力、不安」は、小学校で57.7%、中学校で56.8%と、ともに最も多く選択されており、そのような児童生徒への寄り添いの重要性がうかがわれる。また、「親子の関わり方」は小学校では28.6%（2位）であったものが中学校では13.6%（5位）に割合が下がっているが、これとは対照的に、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が小学校では10.9%（4位）であったものが中学校では17.4%（3位）に上がっている。小学校時には親による過干渉・放任などの親子関係を中心とした家庭のありようが不登校に影響していたものが、対人関係の発達に伴い、中学校においては学校における友人関係が大きな意味を持ってきたと見なすことができよう。また、「学業の不振」は小学校で10.8%（5位）であったものが、中学校では15.1%（4位）とより高い割合で選択されている。『生徒指導提要』⁴⁾でも指摘されるように、学業の不振は、学習意欲の低下や学校生活への不適応を招き、結果として不登校につながる面がある。入学者選抜において学力が重視される高等学校進学を控えた中学生は、学業成果が学校適応において一層大きな意味を持つと言えよう。学習指導の

充実は、不登校対策としても重要である。「生活リズムの乱れ、あそび、非行」は、小学校で24.7%（3位）、中学校で17.9%（2位）であり、生活指導の重要性を示唆する結果であると言える^{iv}。

(5) 指導による不登校状態の変化

表4は、不登校児童生徒への指導結果状況である。小学校・中学校ともに、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒が4分の1強であり、残りの4分の3弱は、指導中である。

3. 不登校の捉え方の変遷

次に、今日に至るまで、不登校がどのように捉えられてきたかを検討する。

(1) 用語の変遷

保坂⁵⁾による不登校をめぐる歴史に関するレビューから、不登校にかかわる用語の変遷に関する要点を、表5にまとめた。

学校教育は、当初から病気などの正当な理由がないままに欠席する児童生徒が存在しており、これらは「怠学」という観点から捉えられ

表4 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	不登校児童生徒数	指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	指導中の児童生徒
小学校	63,350	17,596	45,754
		27.8%	72.2%
中学校	132,777	37,288	95,489
		28.1%	71.9%
計	196,127	54,884	141,243
		28.0%	72.0%

(注) 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

表5 不登校概念の変遷

研究上の用語の変遷		わが国での用語使用の変遷
「学校恐怖症 (school phobia)」 (Johnson et al,1941)	怠学とは異なる神経症的症状を持つ	1950年代後半からの研究で使用
↓		
「学校ぎらい (reluctance to go to school)」 (Klein,1945)	恐怖症とみなすことを留保	学校基本調査：昭和41年度（1966年度）分以降、長期欠席理由の分類項目として採用
↓		
「登校拒否 (refusal to go to school)」 (Warren,1948; Kahn,1958)	病理がそれほど特殊なものではない	1970年代以降、一般化
↓		
「不登校 (non-attendance at school)」 (Hersov,1960)	疾患単位や症候群としてとらえない	1980年代後半以降、定着 学校基本調査：平成10年度（1998年度）分以降、長期欠席の理由「学校ぎらい」を「不登校」に変更

(保坂に基づき、筆者作表)

てきた。

やがて、長期欠席者の中に怠学とは違った神経症的症状を持つ者がいるとの指摘がなされるようになり、怠学から分離・独立した長期欠席の一類型として「学校恐怖症」の概念が提唱された。その後、これを恐怖症とみなすことを留保する立場から「学校ぎらい」、病理がそれほど特殊なものではないとして「登校拒否」といった語が用いられるようになった。さらにその後、これは疾患単位や症候群として捉えられないとする立場から「不登校」という名称が提唱された。

わが国では、1950年代後半からの研究で、「学校恐怖症」が使用されているものがある（「神経症的登校拒否」の語も用いられている）。「学校ぎらい」は、学校基本調査⁶⁾において昭和41年度（1966年度）の長期欠席理由の分類項目として採用され、以後平成9年度（1997年度）までこの語が使用された。「登校拒否」は、1970年代以降一般化したが、鑑⁷⁾は「『恐怖症』という精神病理学的イメージを避け、もっと一般的な不適応行動として捉え、関わっていかうと

いう風潮の表われ」とも指摘している。「不登校」は、1980年代後半以降定着した用語で、学校基本調査では、平成10年度（1998年度）以降の集計において長期欠席の理由「学校ぎらい」を「不登校」に変更している。

以上が、保坂が示す不登校概念の変遷である。

「学校恐怖症」という捉え方は、学習のある学校の長期欠席イコール怠学、という単純な図式を崩した点で意義があろう。しかし、神経症の一つである恐怖症という枠だけで、怠学以外の長期欠席を網羅できるわけではない。それが「学校ぎらい」「登校拒否」という捉え方が生まれた背景の一つであると考えられる。しかし、この二つの概念も、学校が好きだが／嫌いではないが通えない、学校に行きたいが／行きたくないのではないが行けない、といった児童生徒を的確に表すことができていない。そこで、「不登校」がこれらに代わって一般的に用いられるようになった。

なお、土方⁸⁾は、1989年に法務省が刊行した「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告⁹⁾」が、公的機関としていち早く「不登校」

を用いた事例であったことを指摘している。その意味で、「不登校」は病理や学校社会からの逸脱ではなく、人権問題として捉えていくべき課題という意味を内包していると言えよう。

このようにして、今日最も一般的な用語となった「不登校」であるが、前節の表1でも見たように、文部科学省による定義では、病気や経済的理由による長期欠席はこれに含まない。しかし、文字どおりに「不登校」という語を捉えれば、「登校せず」であり、登校していない状態すなわち長期欠席全てを指すことになる。その点で、「不登校」は字義よりも限定的な意味で用いられていることに、留意が必要である。

また、怠学による長期欠席は、病気や経済的理由には当たらないため、現在の文部科学省調査においては「不登校」にカウントされていることになる。そもそも怠学によらない長期欠席をいかに捉えるべきか、という問題提起にルーツを持つ「不登校」が怠学を含むことに、疑問

を持つ向きもあろう。これについては、前述の人権問題として不登校を捉える立場に立てば、怠学の要素を含むか否かによらず、長期欠席児童生徒への対応および支援がより重要であるということになる。また、1980年代後半には怠学と従来の「登校拒否」との線引きが明確にできない事例が増えていったとの指摘も滝川¹⁰⁾によってなされている。以上より、今日においては、怠学も含めた不登校として理解し、対応することが求められていると言えよう。

(2) 文部科学省調査における不登校の調査対象の変遷

前項で触れたとおり、学校基本調査において昭和41年度（1966年度）の長期欠席理由の分類項目として「学校ざらい」を採用して以降、文部省／文部科学省は、毎年、不登校児童生徒の統計をとっている。その変遷を、表6に示した。

当初は、50日以上欠席者を長期欠席者とみなし、そのうちの欠席理由が「学校ざらい」にあ

表6 文部科学省調査における不登校の調査対象の変遷

調査対象 年度	調査	呼称	長期欠席 者の要件	備考
昭和41年度 (1966年度)	学校基本調査	学校ざらい	50日以上 欠席	
平成3年度 (1991年度)			30日以上 欠席	50日以上欠席者も合わせて調査
平成10年度 (1998年度)				
平成11年度 (1999年度)		不登校		50日以上欠席者を廃止
平成27年度 (2015年度)	児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査			理由別長期欠席者数の項目を、 調査間で移行
平成28年度～ (2016年度)	児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査			90日以上欠席／出席10日以下／ 出席0日も合わせて調査 調査名変更

(筆者作表)

たる者を不登校児童生徒として数えていたが、平成3年度（1991年度）以降、30日以上欠席が長期欠席者の要件となった。これは、要件となる日数を減らすことで、不登校が長期化・固定化する前の対応を現場に促すことを意図したものと考えられる。それ以前の統計との比較のために、50日以上欠席者数も合わせて集計していたが、平成10年度（1998年度）までで廃止されている。

しかし、理由別長期欠席者数の項目が、学校基本調査から児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に移行された平成27年度（2015年度）からは、新たに90日以上欠席／出席10日以下／出席0日の者の数も合わせて調査するようになった。これは、以前の50日よりさらに長期にわたる欠席者が一定以上の割合で存在し、彼らへの対応の重要性も増したことが理由として挙げられよう。

このように不登校調査の対象となる要件の変化からも、その時点で不登校に関してどのようなことが重視されていたのかが浮かび上がってくる。

4. 不登校に対する今後の対応のあり方

不登校が学校教育における課題として認識されるようになって以来、不登校対応の究極の目標はひとえに再登校に置かれていたと言えよう⁹。確かに、再登校することで、学習の促進や社会生活への適応など望ましい効果が期待されるところである。しかし、不登校の増加に伴い、そのような考え方への疑念が生まれてきた。奥地¹¹⁾は、1980年代の半ばごろから、フリースクール等の不登校児童生徒の居場所がつくられるようになり、そこでは、不登校を受け止める発想で、

学校教育にこれだけ苦しむということから、国が決めている教育のあり方以外のオルタナティブなあり方を求める考え方が生じてきたと指摘している。そして、その後もフリースクール等が増えていった。

このような流れの上に、法整備がなされ、2016年に「教育機会確保法」（正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）¹²⁾が制定された。さらに、翌2017年には同法に基づく基本方針「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」¹³⁾が定められ、2018年にはその基本方針に基づく、より実地的な対応についての通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」¹⁴⁾が発出されている。

以下、上記通知の要点を表7に示し、不登校児童生徒に対してどのような支援が図られているかを紹介していく。

(1) 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

支援の視点として、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すなど、実質的に教育の機会を確保して効果を上げることを重視している。また、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があるとしており、画一的でない対応が求められている。家庭への支援・保護者との課題意識の共有や信頼関係づくりなども強調している。

(2) 学校等の取組の充実

学校等の取組として、まずは、不登校が生じ

表7 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」〔令和元年10月25日〕の要点

- | | |
|--|---|
| <p>1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと。 ・不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行うこと。 ・家庭と学校、関係機関の連携を図ること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくること。そして、保護者が気軽に相談できる体制を整えること。 <p>2 学校等の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定すること。その際、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましいこと。 ・児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すこと。 ・いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。 ・学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ること。 ・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合、一定の要件を満たせば、指導要録上出席扱いとすることができること。 ・不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができること。 <p>3 教育委員会の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、教員に不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくこと。 ・義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進すること。 ・不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。 ・教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること。 ・教育委員会においては、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。 ・学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設やNPO等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。 |
|--|---|

(筆者作表)

ないような魅力ある学校づくり、いじめ・暴力行為等問題行動を許さない学校づくりが挙げられる。他にも、学業の不振が不登校のきっかけにならないよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進すること／「チーム学校」として、不登校児童生徒の状況に係る情報を、学校の教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と共有し、連携・分担すること／教育支援センター・不登校特例校だけではなく、従来十分に連携が

取れていなかったケースも多いフリースクールなど民間施設との連携を図ること、などが重視されている。

また、上記の関係者間での情報共有・連携をスムーズにするために「児童生徒理解・支援シート」の参考様式を示していることも、今後効果が上がっていくことが期待される施策であろう。

さらに、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、自宅におい

てICT等を活用した学習活動を行った場合、一定の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができるなど、柔軟に対応できる仕組みが作られている。

(3) 教育委員会の取組の充実

教育委員会は学校等の取組を支援する役割を担うものであり、そのためには、研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ることが求められる。また、図3でも見たように、いわゆる「中1ギャップ」に由来する不登校の発生を抑えるため、小中一貫教育を行う義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善も対応の一つとして示されている。

さらに、公的な不登校対応施設である教育支援センターの整備充実を進めるとともに、それを中核として、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること／訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めることなど、支援のコーディネーターとなることが求められている。

以上、教育機会確保法とそれに基づく不登校対応を見てきた。上記の内容に加え、GIGAスクール構想や、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業などにより、結果として、不登校児童生徒に対する対応において、ICTを活用した学習活動が今後展開していける素地ができた面もあると考えられる。

学校教育は集団指導を基本とするものだけに、冒頭でも述べたとおり、児童生徒が登校す

ることを前提とするものではあるが、それぞれの考えを持つ者が集団で生活する以上、必ず不登校状態になる者は生じてくる。今後、児童生徒の現在そして将来の幸福・利益・自立を重視した、教育機会確保法の基本理念に基づいた柔軟な不登校対応が求められ、これが根付いていくことが期待される。

注

- i 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査したが、令和2年度調査においては、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時休業期間が取られたことを考慮し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査した。
- ii 令和元年度までの過去10年間の調査では、一貫して小学校1年生から中学校3年生まで、高学年になるほど不登校児童生徒が多くなる単調増加を示してきたが、令和2年度は、中学校2年生の不登校児童生徒数が最多となっている。これは、中学校3年生のみ、不登校児童生徒数が前年度より減少したためと考えられるが、その背景については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う要因の影響の可能性も含め、令和3年度以降の調査結果も踏まえて検討する必要がある。
- iii 不登校の要因は、学校／家庭／本人に係る状況の3つのカテゴリーにわたり、13の選択肢が設けられている。
学校に係る状況：いじめ／いじめを除く友人関係をめぐる問題／教職員との関係をめぐる問題／学業の不振／進路に係る不安／クラブ活動、部活動等への不適応／学校のきまり等をめぐる問題／入学、転編入学、進級時の不適応
家庭に係る状況：家庭の生活環境の急激な変化／親子の関わり方／家庭内の不和
本人に係る状況：生活リズムの乱れ、あそび、非行／無気力、不安
- iv 令和2年度の結果を令和元年度と比較すると、小学校・中学校のいずれにおいても、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の選択率が上がり、他は下がっている。新型コロナウイルスの感染拡大が児童生徒の心を不安定にした

り、臨時休業期間に乱れた生活リズムが学校再開後に影響を及ぼしたりした可能性も考えられる。この項目は令和元年度調査時に質問のしかたが改められたため、それ以前と比較して検討することはできず、これも令和3年度以降の調査結果を踏まえて改めて検討する必要がある。

- v 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校児童生徒への指導結果状況」（表4）では、令和元年度調査まで、選択肢に「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」が設けられていた。このことから、登校に至ることが最も好ましいという前提に立ってきたことは明らかであろう。

shotou/seitoshidou/1380952.htm（2021年8月30日閲覧）

- 13) 文部科学省：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 平成29年3月31日。2017 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1384370.htm（2021年8月30日閲覧）
- 14) 文部科学省：不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）令和元年10月25日。2019 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm（2021年8月30日閲覧）

引用文献

- 1) 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm（2021年8月30日閲覧）
- 2) 学校不適応対策調査研究協力者会議：登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して,1992
- 3) 文部科学省：令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。2021 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm（2021年11月12日閲覧）
- 4) 文部科学省：生徒指導提要。教育図書,2010
- 5) 保坂亨：不登校をめぐる歴史・現状・課題。教育心理学年報, 41, 157-169, 2001
- 6) 文部科学省：学校基本調査 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm（2021年8月30日閲覧）
- 7) 鐘幹八郎：登校拒否と不登校。児童青年精神医学とその近接領域, 30(3), 260-264, 1989
- 8) 土方由起子：法務省の「不登校」名称について—逸脱から人権擁護へ子どもの捉え方の変容。近畿大学教育論叢, 29(1), 13-29, 2017
- 9) 法務省人権擁護局：不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告, 1989
- 10) 滝川一廣：学校へ行く意味・休む意味—不登校ってなんだろう？ 日本図書センター, 2012
- 11) 奥地主子：義務教育を問い直す—教育機会確保法成立をふまえて。教育学研究, 86(1), 52-61, 2019
- 12) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）。2016 https://www.mext.go.jp/a_menu/